

2020（令和2）年12月23日

各県中学校長会長 様
各県修学旅行委員会委員長・部長 様
各県中学校長 様

公益財団法人 全国修学旅行研究協会
関東地区公立中学校修学旅行委員会事務局

新型コロナウイルス感染症を理由とした、次年度2021（令和3）年度の関修委
修学旅行の中止・日程変更・方面変更等に対するJRの対応について（通知・第10信）

過日、第9信にて途中状況をお知らせ致しましたが、来年度（2021年度）実施の修学旅行の中止・日程変更・方面変更等に対するJRの対応方が【別添写①】の通り正式発表されましたので、以下の通り通知致します。

各学校に於かれましては、下記の事項を踏まえたうえで取扱い旅行者と協議いただきまして、慎重な対応をお願い致します。

記

1. 関修委の修学旅行列車に対するJR側対応の骨子

- (1) 対応方の対象は、2021（令和3）年度実施の修学旅行であり、「新型コロナウイルス感染症」感染防止を理由とする場合に限定されます。
対象期間は2021（令和3）年3月1日（月）～2022（令和4）年2月28日（月）までの修学旅行団体となります。
- (2) 修学旅行列車の使用を取消す場合は、JR団体輸送に関わる取消料の取扱いは、「JR旅客営業規則」に基づきます。（乗車日の1ヶ月と1日前以前に取消す場合は無料）
- (3) 修学旅行列車の日程、方面を変更する場合、関修委が運営する修学旅行列車を当初より使用予定の学校については、関修委の連合体割引を引き続き適用します。
（特急料金半額）

※特記事項

- ① 上記の（1）、（2）は関修委の修学旅行列車を使用しない学校にも適用されます。
- ② 関修委の修学旅行列車のうち専用列車（Aコース・Bコース）については、取消校の発生により最低人数の1,000名を多少割込んでも、現状、当初計画通りに運行することを予定しています。但し、その最低人数を許容範囲を超えて大きく割込んだ場合等は、定期列車（一般客混乗）へ変更する場合があります。

2. 修学旅行列車の日程、方面変更を検討する場合の留意事項

- (1) JR側は、変更を希望する日程での座席確保に最大限努める姿勢ですが、どうしても希望日程に添えず日程変更を余儀なくされる場合や、輸送計画発表時に予定されていた列車とは発着時刻や列車編成が大きく変わる場合もあります。
- (2) 東海道・山陽新幹線については、団体乗車の設定除外日があります。詳細については【別添写②】を参照のうえ、取扱いの旅行業者にご確認ください。
- (3) 変更先の乗車日が2021（令和3）年3月1日（月）～7月31日（土）の場合は、随時、取扱い旅行業者を通じての変更依頼の受け付けを開始致します。
変更先の乗車日が8月1日（日）以降の場合には、【別添写①】に記載された日程が変更受け付け期限日となりますので、その期日に遅れることのないようご注意ください。
その期限に遅れた場合は、変更後に関修委の連合体割引の適用は無くなります。
- (4) 日程、方面変更時の使用列車は、概ね一般客混乗の列車編成となります。なお、JR側の調整結果により、通常ダイヤにはない臨時列車や団体専用列車となるなど、列車編成はその日ごとに不特定となりますが、JR側の調整結果を受け入れて頂くこととなります。
- (5) 日程や方面の変更に伴い、JR以外の取消料等が発生する可能性があります。
取扱い旅行業者と慎重に協議を行ってください。

3. 修学旅行列車の使用取消、又は日程を変更する場合の手順

- (1) 取扱い旅行業者等と、宿泊施設の確保、JR以外の輸送機関の確保など、修学旅行の実施に必須な事項について綿密な協議、検討、手配を完了したうえで、JR取消・変更の依頼を行ってください。
- (2) 上記(1)の結果、使用取消、又は日程・方面変更を決定しましたら、取扱い旅行業者を通じて、JR所定の「団体旅行変更・取消申込書」を提出頂きます。
取扱い旅行業者にご依頼ください。（変更受け付け期限日にご確認ください。）
- (3) 上記の対応方は当初より関修委の修学旅行列車を使用しない修学旅行にも適用されます。

以上

<添付書類>

別添写① 東日本旅客鉄道株式会社 2020年12月23日 発信文書

別添写② 2021年度の東海道・山陽新幹線の連合体の利用日について
※表2枚目の“2021年度「定期混乗」除外日”をご参照ください。